

徳島県告示第三百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和七年七月四日（金曜日） 午前十一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎新館三 階入札室	高越山鳥獣保護区特別保護地区（ 吉野川市、既指定、面積百ヘクタ ー、存続期間十年間）の再指定につ いて
令和七年七月二日（水曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町大字猪尻字建神 社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬 庁舎小会議室	鳴滝鳥獣保護区特別保護地区（美 馬郡つるぎ町、既指定、面積六十二 ヘクタール、存続期間十年間）の再 指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

一 高越山鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話。八八―六二六―八五八二）

二 鳴滝鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話。八八三―五三一―二〇六三

）